ゆうちょ銀行〇〇八支店	小日向美香	49675791
ゆうちょ銀行四一八支店	澤野　史枝	82577211
楽天銀行ジャズ支店	本間　東子	4772092
楽天銀行ピアノ支店	澤野　和子	1543993
楽天銀行ピアノ支店	澤野　史枝	1546380
楽天銀行ピアノ支店	田端　勇次	1281840

⑷　主な犯行態様

ア　名簿に記載された被害者へ電話をかけ、若しくはダイレクトメールを送付し、又はインターネットサイトに広告を掲載するなどの方法で借入れを勧誘する。

イ　現金を、直接交付又は顧客指定の口座に振込入金する方法で貸付けを行う。

ウ　指定した銀行口座に、法定利息を超えた金利及び元本等を振込入金させる。

エ　振り込まれた現金を犯人が引き出して手に入れる。

5　開始決定の時における給付資金の額

金150万9,171円

6　支給申請期間

平成28年３月11日から同年５月10日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁 判 所 名　横浜地方裁判所川崎支部

⑵　被告人氏名　①須藤　裕介、②岩崎　雄二、③吉永　久平、④神田　朋和、⑤井出　信也

⑶　裁判年月日　平成24年３月９日（②）、同年５月11日（③）、同年７月20日（④、⑤）、同年８月31日（①）

⑷　確定年月日　平成24年３月24日（②）、同年５月26日（③）、同年８月４日（④、⑤）、同年９月15日（①）

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

須藤裕介らは共謀の上、無許可で貸金業を営み、被害者から法定利息を超えた金利及び元本等の支払いを受けるに当たり、その支払金を他人名義の口座に振込入金させて犯罪収益の取得につき事実を仮装しようと企て、平成22年２月１日から同23年４月27日までの間、前後667回にわたり、被害者をして、須藤らが管理する借名口座である神奈川県内のジャパンネット銀行すずめ支店に開設された立山真樹名義の普通預金口座ほか21口座に現金合計3,323万円を振込入金させてこれを預け入れ、もって犯罪収益の取得につき事実仮装したものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒231－0021　横浜市中区日本大通９番地

横浜地方検察庁　被害回復給付金事務担当

電話番号　045－211－7629

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年３月11日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

1　処分をした年月日　平成28年２月18日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トークス　石母田　肇　宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目17－47　国土交通大臣許可（般－27）第21425号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年１月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第７１２１３号

大阪市城東区中央２丁目14－Ｄ－1005

申立人　梅津　和弘

本籍大阪府大阪市旭区清水３丁目１番地、最後の住所大阪市旭区清水３丁目12番３号、死亡の場所大阪府守口市、死亡年月日平成27年９月30日、出生の場所大阪府大阪市西成区、出生年月日昭和18年１月７日、職業無職

被相続人　亡　籬　　廣康

大阪市北区西天満３－４－４　イワイビル503

相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

大阪家庭裁判所

平成２７年（家）第７１１２５号

東京都中央区八重洲２丁目10番17号

申立人　株式会社商工組合中央金庫

本籍大阪府茨木市十日市町７番、最後の住所大阪府茨木市十日市町７番28号、死亡の場所大阪府茨木市、死亡年月日推定平成26年１月30日、出生の場所大阪府三島郡安威村、出生年月日昭和22年９月10日、職業会社代表取締役

被相続人　亡　塚　　正喜

大阪市北区西天満４丁目９番12号リーガル西天満ビル703

相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介

大阪家庭裁判所

平成２７年（家）第７１２５４号

大阪市住之江区西住之江１丁目11番６号

申立人　長田　弘子

本籍大阪府大阪市西区川口１丁目17番地１、最後の住所大阪市生野区勝山北５丁目12番38号ガーデンハウス勝山504号、死亡の場所大阪府大阪市生野区、死亡年月日平成27年４月27日、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日大正14年６月13日、職業無職

被相続人　亡　髙松　節子

大阪市北区豊崎３－２－１　淀川５番館７階

相続財産管理人　弁護士　中西　　淳

大阪家庭裁判所

平成２７年（家）第７１１５７号

東京都千代田区丸の内３丁目４番２号

申立人　株式会社整理回収機構

本籍大阪府大阪市平野区瓜破２丁目３番、最後の住所大阪市平野区平野東３丁目２番12号、死亡の場所大阪府堺市北区、死亡年月日平成22年２月６日、出生の場所朝鮮全羅南道求礼郡求礼面、出生年月日昭和20年８月１日、職業不詳

被相続人　亡　禎　　文男

大阪市中央区北浜２－１－５　平和不動産北浜ビル４階

相続財産管理人　弁護士　白井啓太郎

大阪家庭裁判所

平成２８年（家）第１１号

神戸市須磨区友が丘４丁目１番30号

申立人　岡田　　茂

本籍神戸市兵庫区上沢通４丁目３番地、最後の住所神戸市西区神出町小束野58番地の92萬寿園、死亡の場所神戸市西区、死亡年月日平成27年11月３日、出生の場所神戸市、出生年月日大正４年12月２日、職業無職

被相続人　亡　箕野　聡子

事務所　神戸市須磨区友が丘４丁目１番30号　司法書士岡田茂事務所

相続財産管理人　司法書士　岡田　　茂

神戸家庭裁判所